

## 第8 光化学オキシダント被害、微小粒子状物質 (PM2.5)、松くい虫防除剤空中散布など

【事案(例)】 光化学オキシダントの濃度が高くなり、空が白く「もや」がかかったような状態のなか、屋外にいた児童数名が、目やのどの痛みなど光化学オキシダントによる影響を受けたと思われる症状を養護教諭に訴えてきた。

### 1 未然防止のポイント

#### (1) 光化学オキシダントが発生しやすい気象条件

- ① 4月から9月にかけて光化学オキシダント濃度が上昇するが、島根県内では例年5月、6月を中心に濃度が高くなってきている。
- ② 天気がよく、気温が高く風が弱い日に発生しやすく、濃度が高くなることもある。

#### (2) 注意報・警報等の発令

- ① 光化学オキシダントが一定の濃度を超え、その状態が継続すると予想される場合には、県が注意報(オキシダント0.12ppm以上)や警報(オキシダント0.4ppm以上)を発令する。(平日はFAXで対応)
- ② 県の防災メール、市町村の防災無線やテレビなどの広報とともに、関係機関から連絡が入る。  
(注) PM2.5が日平均値 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予想される場合は、注意喚起情報が出される(平日はFAXで連絡)
- ③ 注意報等が発令されても、ただちに健康被害がでるわけではないので、落ち着いて対応する。

#### (3) 日常での注意事項

- ① 気象観察(天候・風向・気温の状況、視程障害の有無)を行う。
- ② 児童生徒の健康管理に十分留意し、特に健康上注意を要する児童生徒(呼吸器系、循環器系の疾患がある児童生徒)を個別に把握しておく。
- ③ 各教室内にカーテンを設備する。

### 2 発生時以降の対応ポイント

#### (1) 安全確保

- ① 養護教諭は、直ちに児童生徒の症状を管理職に報告する。
- ② 管理職は、直ちに全校児童生徒が速やかに屋内に入るよう指示する。
- ③ 戸外に面した窓を閉める。教室内の状況により、やむを得ず戸外に面した窓を開けるときは、カーテンを閉める。

#### (2) 健康状態について状況把握

- ① 目やのどの痛みを訴えた児童生徒に対して、速やかに洗眼とうがいさせる。
- ② 児童生徒及び教職員について、体調の異常を訴える者の有無とその症状や程度を調べる。
- ③ 児童生徒や教職員が異常を訴えた場合は、養護教諭による個別の問診や調査を行い、必要により学校医の診察を受けさせ、その判断・指導に従う。
- ④ 光化学オキシダント注意報が発令された場合は、島根県ホームページ「[光化学オキシダント注意報が発令されたら](#)」を参考に、適切な対応を行う。

#### (3) 関係機関への連絡及び連携

- ① 健康被害があった場合は、教育委員会、学校医へ連絡し、今後の対応についての助言を得る。
- ② 光化学オキシダントによる被害が発生した場合は、「[大気汚染緊急時における被害状況受付票](#)」(様式2)により速やかに報告する。

#### (4) 児童生徒、保護者への連絡等

- ① 保護者に対し、光化学オキシダントによる被害が発生したこと及び学校の対策について文書で知らせ、理解と協力を求める。
- ② 授業終了後、健康観察を行い、一斉下校をさせる。寄り道をしないよう指導する。

### 3 情報収集等

#### ■ 光化学オキシダントの濃度の情報について

- ・ [しまね防災メール 登録必要](#)
- ・ [島根県ホームページ \(大気環境\)](#)
- ・ [環境省ホームページ「そらまめ君」](#)

#### ■ 微小粒子状物質 (PM2.5) に関する情報について

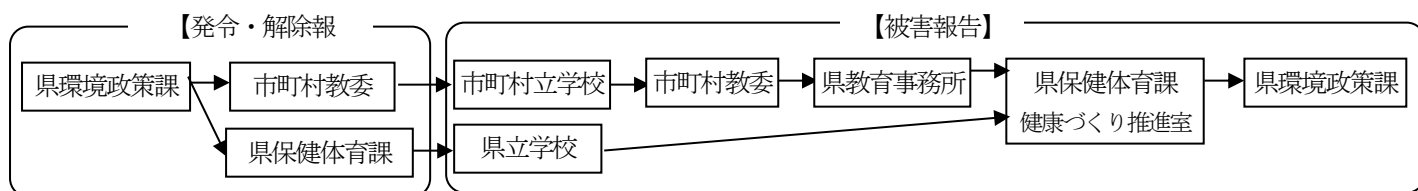
- ・ [環境省ホームページ \(微小粒子状物質 \(PM2.5\) に関する情報\)](#)
- ・ [島根県ホームページ \(PM2.5注意喚起情報、PM2.5 \(微小粒子状物質\) 情報提供サイト\)](#)

## 光化学オキシダント、微小粒子状物質 (PM2.5)、松くい虫防除剤空中散布被害発生時の対応

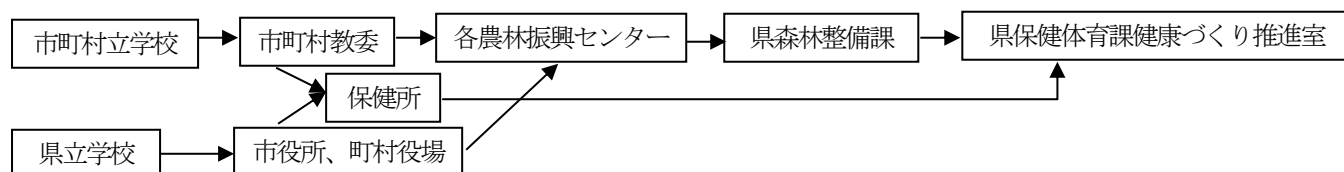
対応の流れ	管理職	教職員	児童生徒
<b>〈発生時の危機管理〉</b> ○ 担当者から管理職へ報告 ○ 安全確保の指示  ○ 健康状態の状況把握  ○ 健康観察の実施  ○ 関係機関への連絡及び連携  ○ 学校医へ報告し指導を受ける  ○ 児童生徒の下校等今後の対応検討及び報告  ○ 保護者への説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全校児童生徒に速やかに屋内に入るよう指示</li> <li>・ 窓を閉めるよう指示</li> <li>・ 児童生徒及び教職員の健康状態把握の指示</li> <li>・ 有症者の状況把握を指示</li> <li>・ 「大気汚染緊急時における被害状況受付票」(様式2)を作成した後、教育委員会に速やかに連絡</li> <li>・ 学校医へ連絡し指導を受ける</li> <li>・ 児童生徒の下校等今後の対応を検討</li> <li>・ 関係機関へ報告</li> <li>・ 保護者へ対応策について説明(文書送付又は説明会開催)し、理解と協力を求める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童生徒の症状について報告(養護教諭等)</li> <li>・ 痛みを訴えた児童生徒に、洗眼、うがいをさせる</li> <li>・ 児童生徒及び教職員の健康状態確認                      &lt;健康調査1(担任)&gt;                      ・ 調査一覧表を作成し全校の状況を管理職に報告                      &lt;健康調査2(養護教諭)&gt;                      ・ 個別の問診や調査を実施し結果を報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋外にいる児童生徒は速やかに屋内に入る</li> <li>・ 体調の異常の有無、症状や程度について教職員に報告</li> </ul>

【発生時の県教委の連絡経路図】 報告様式：[「大気汚染緊急時における被害状況受付票\(様式2\)」](#)

### ■ 光化学オキシダント、微小粒子状物質 (PM2.5) 発生時



### ■ 松くい虫防除剤空中散布



【県教育委員会担当課】

### ■ 光化学オキシダント、微小粒子状物質 (PM2.5) 発生時、松くい虫防除剤空中散布に関する報告

教育庁保健体育課健康づくり推進室 TEL: 0852-22-6145 FAX: 0852-22-6767